



2025年11月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル プ ラ ス
住 所 東 京 都 渋 谷 区 元 代 々 木 町 30 番 13 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菊 池 誠 晃
(コード番号: 3691 東証グロース市場)
問い合わせ先 取 締 役 C F O 加 藤 涼
兼 グ ル ー プ 本 部 長
TEL. 03-5465-0690

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条規定に基づき、当社代表取締役、役員及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社代表取締役、役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、「II. 新株予約権の発行要領 3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」に記載の通り、本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも下記 (a) 乃至 (c) に掲げる条件を満たした場合、各号に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができるものとしております。

- (a) 株価終値が2,600円を上回った場合: 33%
- (b) 株価終値が3,000円を上回った場合: 67%
- (c) 株価終値が3,600円を上回った場合: 100%

2025年11月25日の株価終値1,413円に基づく当社の時価総額は約63億円であり、本新株予約権は2030年を待たずに、グロース市場の新上場維持基準である時価総額100億円を前倒し達成し、上場維持対策よりも更に高い視座で挑戦してまいります。

上記の行使条件 (a) ~ (c) について、各株価水準における時価総額（発行済株式数を前提に算出した参考値）は以下のとおりです。

(a) 株価2,600円：時価総額約116億円

(b) 株価3,000円：時価総額約134億円

(c) 株価3,600円：時価総額約160億円

これらの水準はいずれも時価総額100億円を明確に上回る水準に位置しており、当該上場維持基準を十分に上回る企業価値の実現を意識した設定となっております。

具体的には、2025年11月14日に開示した「2025年9月期通期 決算説明資料」にも記載の通り、当社は2028年9月期に流通総額1,000億円を中期目標として掲げております。その前段として、月間流通総額35億円の前倒し達成を目指しております。

月間流通総額35億円は、営業利益10億円に直結する重要なプロセスであり、株主優待ギフトの成長性と、今後のデジタルウォレットの垂直立ち上げによる流通貢献や成長性を踏まえて、時価総額100億円の達成に十分つながる水準であると考えております。

なお、当該株価条件は段階的な行使割合を設定しており、目標値を超えた場合でも次の目標値が設定されていることから、付与対象者が継続的に目標株価を意識した設計となっております。そのため一度株価条件を達成した場合においても株価に対する意識は継続することから、目標株価が一度でも達成した場合に行使可能とする設計としております。

また、前段でも記載したように、2030年の新上場維持基準である時価総額100億円の早期達成に向け、経営としての明確なコミットメントを示すべく、本新株予約権には強制行使条件を設定しております。本強制行使条件は、本新株予約権の行使期間である5年間を通じて、当社普通株式の終値が5取引日連続して行使価額1,413円の40%である565円を下回った場合、行使価額1,413円で残存するすべての本新株予約権の行使義務が生じる構造となっております。

さらに、発行要項・割当契約書において、付与対象者が行使義務を任意に回避することはできず、当社が発行要項6に規定する合併等の組織再編を行う場合を除き任意に本新株予約権の取得を行うことはできない設計としていることより、当社代表取締役、役員及び従業員はより強いコミットメントのもとで業務遂行および企業価値向上に向き合うことが求められ、株価下落に対する一定の責任を負うことで、既存株主の皆様と株価変動リスクを共有する仕組みとなっております。

行使義務の発動水準を本新株予約権の行使価額の40%を下回った場合と設定した理由といたしましては、当社の過去の株価推移を考慮のうえ、株価水準へのプレッシャーを意識しつつ、当社の業務拡大及び企業価値の増大を達成するための適切な水準が、現時点の株価の概ね40%程度であると判断したためであります。



なお、本新株予約権が100%行使された場合の希薄化率は最大8.8%^(※)となります、行使価額1,413円からの株価上昇率は行使条件の最低ラインでも184.0%と希薄化影響を十分に上回る設計としており、株価向上による株主還元が前提となるよう配慮しております。

	行使条件(a) 2,600円	行使条件(b) 3,000円	行使条件(c) 3,600円
行使価額(1,413円) からの上昇幅	1,187円	1,587円	2,187円
行使価額(1,413円) からの上昇率	184.0%	212.3%	254.8%

※：発行済み株式数：4,446,867株にて計算

このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しております、当社代表取締役、役員及び従業員に対する目標株価への達成に対する意識の向上を図るために、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社デジタルプラス第13回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の数

3,924個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式392,400株とし、下記4.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、金1,427円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関であるエースター・コンサルティング株式会社（代表取締役：三平慎吾、本社：東京都港区）が、当社の株価情報等を含む発行条件（当社の株価1,413円、行使価額1,413円、ボラティリティ（株価変動性）53.42%、配当利回り0%、行使期間5年（2025年12月12日から2030年12月11日）、リスクフリーレート（割引率）1.308%、市場リスクプレミアム9.2%、対指数 β 0.491、信用スプレッド21.83%）、業績条件および強制行使義務（詳細は下記4.（6）①, ②新株予約権の行使の条件を参照）を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものです。

4. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを

含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。) に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2025 年 11 月 25 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金 1,413 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1 株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。) は、2025 年 12 月 12 日から 2030 年 12 月 11 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1

円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値(以下「株価終値」という。)が一度でも下記(a)乃至(c)に掲げる条件を満たした場合、各号に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。ただし、本新株予約権の割当日以後に行使価額が調整された場合には上記(2)に準じて適切に調整されるものとする。
- (a)株価終値が2,600円を上回った場合:33%
- (b)株価終値が3,000円を上回った場合:67%
- (c)株価終値が3,600円を上回った場合:100%
- ② 上記①にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権者が当社及び当社グループの役員又は従業員の地位を喪失した場合においても新株予約権者は、本(6)②に定める強制行使の義務は免れないものとする。また、新株予約権者は自らの裁量で割り当てられた新株予約権を放棄することも認められないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日

2025年12月12日

6. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.（1）に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.

（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上記4.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.（3）に定める行使期間の末日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.（4）に準じて決定する。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8）その他新株予約権の行使の条件

上記4.（6）に準じて決定する。

（9）新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年12月12日

10. 申込期日

2025 年 12 月 12 日

11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社代表取締役	1 名	2,000 個
当社役員	2 名	1,000 個
当社従業員	28 名	924 個

※なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

以上